

# 淡路広域水道企業団競争入札参加資格審査会規程

平成17年4月1日

規程第4号

改正 平成22年3月26日 規程第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、淡路広域水道企業団契約規程（平成22年淡路広域水道企業団規程第4号）第5条第3項の規定に基づき、淡路広域水道企業団競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

**第2条** 審査会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加しようとする者の資格の審査に関すること。
- (2) 競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者その他競争入札に参加させてはならない者となったことの認定に関すること。
- (3) 入札参加資格者のうち、指名を停止するものの基準の作成及びその基準に基づく指名を停止する者の認定に関すること。
- (4) 1件の契約予定額が、別に定める金額以上の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者の選定に関すること。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、淡路広域水道企業団規約（昭和57年兵庫県指令地第43号）第9条第2項に規定する関係市の長が共同して任命した副企業長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) センター長
- (3) 総務課長
- (4) 工務課長

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、委員長が命ずる。

(委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める委員が、その職務を代理する。

(議事)

**第5条** 審査会は、必要の都度委員長が招集する。

2 審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 指名競争入札による入札参加者の選定については、第2項の規定にかかわらず、委員長が指名する委員による持回り審議により決定することができる。

5 審査会は、その審議事項について緊急を要するため、委員長において審査会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができる。

(庶務)

**第6条** 審査会の事務は、総務課において取り扱う。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年3月26日規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。